（ベトナム側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年六月六日に東京で

ベトナム社会主義共和国
計画投資大臣　グエン・チー・ズン

ベトナム社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　梅田邦夫閣下

○農林水産省告示第九百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年六月二十日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県遠野市青笹町中沢一六地割一二七の一（次の図に示す部分に限る。）、一二七の三から一二七の六まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年六月二十日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県一関市東山町田河津字比良根七一の三六（次の図に示す部分に限る。）、大東町沖田字下構六二、字長蕨二、大東町摺沢字間明田九

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年六月二十日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県遠野市青笹町中沢一三地割三三の二、三六の二、中沢一六地割一二七の一（次の図に示す部分に限る。）、一二六の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び遠野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十九年六月二十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

佐賀県佐賀市富士町大字市川字川原二七三四、二七三四地先

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百三十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月二十日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

○国土交通省告示第六百三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

別表の二十の項業務区域欄中「茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域並びに札幌市、仙台市、新潟市、金沢市、岡山市、広島市、松山市、北九州市、福岡市及び熊本市」を「日本全域」に改める。

○国土交通省告示第六百三十五号

既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八十一号）第二条第五項の規定に基づき、次に掲げる者が行う講習を、既存住宅状況調査技術者講習として登録したので、同告示第十九条第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十九年六月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

（一）　登録年月日　平成二十九年六月九日

（二）　登録番号　第五号

（三）　氏名又は名称　一般社団法人日本建築士事務所協会連合会

（四）　住所　東京都中央区八丁堀二丁目二十一番六号八丁堀ＮＦビル六階

（五）　法人である場合の代表者の氏名

大内　達史

（六）　既存住宅状況調査技術者講習事務を行う事務所の名称　一般社団法人日本建築士事務所協会連合会

（七）　既存住宅状況調査技術者講習事務を行う事務所の所在地　東京都中央区八丁堀二丁目二十一番六号八丁堀ＮＦビル六階

（八）　既存住宅状況調査技術者講習事務を開始する年月日　平成二十九年六月十二日

（九）　既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名

浦江　真人、奥村　健太、橋本　健二、福田　晃一、福田　亮一、増田　務、渡辺　猛、和里　博保

国土交通大臣　石井　啓一